



平成 28 年 11 月 17 日

各 位

会 社 名 扶 桑 電 通 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長
児 玉 栄 次
(コード：7505、東証第二部)
問 合 せ 先 取 締 役 常 務 執 行 役 員 管 理 本 部 長
有 富 英 治
(TEL. 03-3544-7211)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成28年12月20日開催予定の第71期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 本日別途開示した「単元株式数の変更、株式併合および発行可能株式総数の変更に関するお知らせ」に記載の「株式併合の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第6条〔発行可能株式総数〕を変更するとともに、全国証券取引所における「売買単位の集約に向けた行動計画」への対応として、単元株式数を1,000株から100株に変更するため、現行定款第7条〔単元株式数〕を変更するものがあります。なお、本変更につきましては、第1号議案における株式併合の効力発生日である平成29年4月1日をもって効力が発生する旨の附則第2条〔効力発生日〕を設け、同日をもって本附則を削除するものといたします。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。当社は、社外取締役が過半数で構成される監査等委員会を設置し、取締役会の監査・監督機能およびコーポレート・ガバナンス体制を一層強化することで、より透明性の高い経営の実現と経営の機動性の向上を図るため、監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、この移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (3) 株主の皆様への利便性向上の観点から、会社法第194条に規定する単元未満株式の買増制度の導入をいたしたく、変更案第9条〔単元未満株式の買増し〕を新設し、これに伴う所要の変更を行うものであります。
- (4) 上記条文の新設・削除に伴う条数の変更および監査役の責任免除に関する経過措置に係る附則の新設等所要の変更ならびに一部字句の修正を行うものであります。なお、変更案第6条および第7条を除く本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日	平成 28 年 12 月 20 日 (火)
定款変更の効力発生予定日	
変更案第6条および第7条を除く部分	平成 28 年 12 月 20 日 (火)
変更案第6条および第7条	平成 29 年 4 月 1 日 (土)

以 上

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略)</p> <p>〔機 関〕</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第 5 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり)</p> <p>〔機 関〕</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>第 5 条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>〔発行可能株式総数〕</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>6,000</u>万株とする。</p> <p>〔単元株式数〕</p> <p>第 7 条 当社の単元株式数は、<u>1,000</u>株とする。</p> <p>〔単元未満株式についての権利〕</p> <p>第 8 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>〔発行可能株式総数〕</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>600</u>万株とする。</p> <p>〔単元株式数〕</p> <p>第 7 条 当社の単元株式数は、<u>100</u>株とする。</p> <p>〔単元未満株式についての権利〕</p> <p>第 8 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(4) <u>次条に定める請求をする権利</u></p>
<p>第 9 条～第 10 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第 11 条～第 18 条 (条文省略)</p>	<p>〔単元未満株式の買増し〕</p> <p>第 9 条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて<u>単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p>第 10 条～第 11 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第 12 条～第 19 条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会 〔取締役の員数〕</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>17</u>名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>〔取締役の選任方法〕</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>〔取締役の任期〕</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第22条～第23条 (条文省略)</p> <p>〔取締役会の招集通知〕</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会 〔取締役の員数〕</p> <p>第20条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>〔取締役の選任方法〕</p> <p>第21条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>〔取締役の任期〕</p> <p>第22条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4 <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第23条～第24条 (現行どおり)</p> <p>〔取締役会の招集通知〕</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>〔取締役会の決議方法〕 第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>2 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>〔取締役会の議事録〕 第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第27条～第28条 (条文省略)</p> <p>〔取締役の報酬等〕 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役および監査役会</u> 〔監査役の数〕 第31条 当社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>〔監査役を選任する方法〕 第32条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>〔重要な業務執行の決定の委任〕 第26条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>〔取締役会の決議方法〕 第27条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>〔取締役会の議事録〕 第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第29条～第30条 (現行どおり)</p> <p>〔取締役の報酬等〕 第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>〔監査役の任期〕</u> 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 3 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。 4 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。</p>	(削 除)
<p><u>〔常勤の監査役〕</u> 第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	(削 除)
<p><u>〔監査役会の招集通知〕</u> 第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p>	(削 除)
<p><u>〔監査役会の決議方法〕</u> 第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	(削 除)
<p><u>〔監査役会の議事録〕</u> 第37条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	(削 除)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p><u>〔監査役会規程〕</u> 第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>〔監査役の報酬等〕</u> 第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によつて定める。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>〔監査役の責任免除〕</u> 第40条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第1項の賠償責任に関し、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第5章 監査等委員会</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>〔常勤の監査等委員〕</u> 第33条 監査等委員会は、その決議により、<u>常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>〔監査等委員会の招集通知〕</u> 第34条 監査等委員会の招集通知は、<u>会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>〔監査等委員会の決議方法〕</u> 第35条 監査等委員会の決議は、<u>議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>〔監査等委員会の議事録〕</u> 第36条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>第 6 章 会計監査人 第41条～第42条 (条文省略)</p> <p>[会計監査人の報酬等] 第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 7 章 計 算 第44条～第47条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>[監査等委員会規程]</u> 第37条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査等委員会において定める監査等委員会規程</u>による。</p> <p>第 6 章 会計監査人 第38条～第39条 (現行どおり)</p> <p>[会計監査人の報酬等] 第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 7 章 計 算 第41条～第44条 (現行どおり)</p> <p>附 則 <u>[監査役の責任免除に関する経過措置]</u> 第 1 条 当社は、会社法第426条第 1 項の規定により、第71期定時株主総会終結前の行為に関する<u>監査役(監査役であった者を含む。)</u>の同法第423条第 1 項の賠償責任に関し、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p><u>[効力発生日]</u> 第 2 条 第 6 条および第 7 条の変更は、平成29年 4 月 1 日をもって効力が発生するものとする。なお、本附則第 2 条は、効力発生日をもってこれを削除する。</p>